

平成23年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成23年9月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	太田 健一	2番	野並 享子
3番	小菅 六雄	4番	高橋 繁夫
5番	内田 聡史	6番	奥村 治男
7番	矢野 隆行	8番	梶山 幾世
9番	井狩 辰也	10番	市木 一郎
11番	坂口 哲哉	12番	田中 良隆
13番	中島 一雄	14番	丸山 敬二
15番	西本 俊吉	16番	三和 郁子
17番	鈴木 市朗	18番	田中 孝嗣
19番	立入三千男	20番	河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	南出 儀一郎
政策調整部長	東郷 達雄	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部政策監	富田 久和
都市建設部長	橋 俊明	環境経済部長	山本 利夫
教育部長	新庄 敏雅	政策調整部次長	田中 利昭
総務部次長	井狩 重則	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長	遠藤 伊久也		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	岡野 勉	事務局次長	佐敷 政紀
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長（立入三千男君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（立入三千男君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配布を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長（立入三千男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第7番、矢野隆行君、第8番、梶山幾世君を指名いたします。

日程第3に入るまでに、総務部長から発言を求められておりますので、これを許可します。

総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 議員の皆さん、おはようございます。

昨日、野並議員の同和行政の終決の質問につきまして、5点目の隣保館の方向性につきまして、私の1回目の答弁で、隣保館の位置づけとして部落解放の拠点としてというふうなことを申し上げましたが、部落差別をなくす拠点としてということで訂正をさせていただきます。

また、社会福祉事業法に基づく第2種社会福祉施設として運営していると申し上げます。

たが、法律が改正になっておりまして、社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業を行う施設として運営しているということに訂正をさせていただきます。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。順次発言を許します。

質問に当たっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第10号、第15番、西本俊吉君。

○15番(西本俊吉君) 皆さん、おはようございます。先日来の長雨から転じまして、昨日あたりからすがすがしい秋気配というんですか、そんなのが漂ってまいりまして、いよいよ実りの秋を迎えるなという感覚になっております。本日、朝一番のすがすがしい気分質問を展開させていただくことの喜びを感じております。

それでは、本題に入らせていただきます。私は、今回までも何回か道路行政につきましてお尋ねをしてまいりました。そのうち幾つかの疑問点、または今までに質問させていただいた中で対応が不十分な部分、それらも含めまして、今回再度、道路行政全般についてお伺いいたしたいと思っております。

まず、約5年前に私が質問いたしました市道北口線ですね。非常に荒れた道でしたけれども、昨年お尋ねし、また途中で一部道路の補修等もしていただきました。そしてやっと今年度その道路バリアフリー化工事、そして路面のきちっとした修復、それもなされるということで非常に喜んでおります。

そこで、我々の課題と思っておりますが、都市計画道路野洲川右岸線が、いわゆる市の一つの計画の中から、もう実現不可能ということで外れるという状態になっております。それに接続する予定でありました野洲駅北口から市三宅地先、その丁字路から先ですね、先線右岸線までの工事予定について、まずお伺いすると同時に、その右岸線から中主方向、いわゆる竹生口の交差点、今度その交差点も改良されますが、それに向かつての道路計画、その辺全般につきまして、わかりやすいご答弁をお願いしたいと思います。計画がどのようになっているのか。また、その実現に向けて、それらを含めてお答えいただきたいと思っております。

それから、これも以前の質問にあったんですけれども、現在の竹生口の交差点、いわゆる北野小学校へ向けての左右は横断歩道があります。ただ、松林方向から野洲駅に向かう車両の非常に多いところ、そこは両サイドともに横断歩道がないということで、いわば学

童は守れても、そこを利用しながら通勤通学する人たちの安全が講じられてないということから指摘しました。そのときの答弁といたしましては、交通安全、守山署等の担当者と諮りながら、広いほうは無理やけれども、北野小学校側の歩道に接続する横断歩道を設ける方向で具現化に向けて話し合っておりますので、何とかできると思いますという答えをいただいてから大分なるんですけど、それも現実的にはまだ着手されておられません。その辺も、ちょっと私は対応としては市民の安全を守る立場からいうたら早急に要るんじゃないかなという感覚でおります。

次に、前回の6月議会でもちょっと質問の中に織り込んでおりましたけれども、市道の市三宅小南線、あそこは北野小学校の交差点を通過しております。その手前であります市三宅、特に北口線との交わるところ、さらには市三宅地先の住宅地、その辺に向けての、片側1車線の、言うならば比較的車両通行帯としては狭い道なんですけれども、そこを最近やはり車両もふえてきております。そういうところで、言うならば市民にとって安心な、ある程度一定の拡幅を必要とすると、そういう認識からの質問をさせていただきました。そのことにつきまして、今現在のところ計画はないということでしたけれども、再度質問する中から、ひとつ行政としてそういう方向性も描いていただけたらという思いを込めて再度質問したいと思います。

あそこは、もう一つの方法として、北野小学校前交差点を一つのところで見ましたときに、小南方向は制限速度50キロです。また、守山に向いての竹生方向も50キロです。久野部地先に向けてのところは40キロに制限されております。以前から不思議に思うんですけれども、北野小学校、幼稚園、保育園に通う多くの子どもたちが両サイドで通園・通学しているのに、スクールゾーンとしての標識はありますけれども、それ以外のもので、もう少しスピードダウンを図るべきところが、一切そういうものは規制がかかっておりません。先日も、この質問に先立ち守山署へ行って規制台帳を調べていただきました。今日まで規制されてないということです。私は規制するのがよいとは言いません。けれども、市民の安全のために、あそこは当然規制対象とすべきと違うかというような認識を持っております。そういうところで、行政として規制をも含む道路の安全対策ですね、そういうものをいかがお考えかお伺いしておきたいと思っております。

あと、いろいろとあるんですけれども、道路行政全般につきまして、いわば一つの計画のもとに一つの路線をどうしますというようなことになるので、野洲市全体、道路の整備というものをどういう形で進められるのか、もう少しはっきりとした、ここは何年度ぐら

いという予定とか、そういうものをもう少し一本化した計画を示していただけたらと思うんですけど、その辺も。ちょっとこれは通告には十分出てなかったかもわかりませんが、感覚的に教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 皆さん、おはようございます。それでは、西本議員の道路整備につきましてお答えをさせていただきます。

ただ、1点、質問の中でちょっと気になった点がございました。都市計画道路野洲川右岸線でございますけれども、これは実現不可能のために取り消したというようなニュアンスでございましたが、実はそうではございません。野洲川右岸線につきましては、まずJRの琵琶湖線の立体交差方式並びに新幹線の立体交差の方法、これがなかなか難しい、非常に実現が不可能であるということが1点ございました。それと、この野洲川右岸線、当然野洲川の右岸に基づいて計画決定をされているわけでございますけれども、これが現の野洲川改修の河川断面を侵しているということになってございますので、そういった点。並びに、将来の交通量予測としまして、都市計画道路の小島野洲線と平行しているという点も踏まえまして、総合的に将来の交通量予測も踏まえまして、そういうことを踏まえまして都市計画道路の見直しをさせていただいたものでございますので、そういった点をまずご理解を賜りたいなと思っております。

それでは、1点目の北口線につきましてでございますけれども、都市計画道路野洲駅北口線といたしまして昭和47年に都市計画決定されたものでございまして、野洲川に架橋いたしまして、守山市川田町地先で都市計画道路野洲川幹線につなぐ計画でございます。今年度から、市三宅東部土地区画整理事業の区間におきまして、都市計画道路事業として一部事業をする予定でございます。しかし、その先線に係る当該路線につきましては、都市計画決定されていることから、県に対し強く要望いたしておりますが、市の事情といたしましては湖南幹線の整備を優先しなければならない状況下においては、当該北口線の見直しは厳しいものと受けとめております。

2点目の竹生口交差点の安全対策につきましては、ご質問にあります竹生口の交差点、いわゆる県道守山中主線の交差点でございますが、市においても、危険な交差点であることから、道路管理者であります滋賀県に交差点改良として要望をしております。それにあわせて、横断歩道の設置も要望させていただいたところでございます。

ことし3月に、竹生開発、いわゆるリバーサイドの開発計画の協議も終了いたしました。この交差点が南西へ約200メートル移動することとなってございまして、開発区域内に交差点ができる状況になってまいりました。今後は、開発業者との詳細な協議をしながら実施をしていく予定でございまして。

実施設計におきましては、この9月末に滋賀県におきまして交差点改良事業として発注をしていただく予定でございまして、横断歩道を含めた交通安全施設の設置につきましても公安委員会と綿密な協議がなされるものと考えております。

また、工事の実施時期につきましては、現在、平成24年度から着手をしていただくようございまして、平成27年3月の完了予定で進めていただく予定でございまして。今後も滋賀県に対しまして、事業進捗に向けまして、強く要望をしてまいりたいと考えております。

3点目の①、速度規制を含む交通安全対策が必要であるかという質問でございまして、本来、この所管は交通安全対策でございますので市民部でございますが、私のほうからお答えをさせていただきます。

ご指摘の路線につきましては、速度規制されておられません。公安委員会に確認をいたしましたところ、交通事故の発生も少なく、希望が丘クリニックの北側が丁字になっているために車のスピードが余り出せないという道路事情であることから、特に速度規制は考えていないとのことでした。また、道路幅も狭いために、外側線でスピードが出せないようにすることで安全対策は確保できるものであるとの見解をいただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目の②、市道市三宅小南線の道路改修についてでございますが、本市の小南地先の仁保橋取り付け道路の改修により、当路線への交通量が増加をいたしました。本市の東西を結ぶ幹線道路の整備は、長期的な展望に立てば必要であると考えておりましたが、市三宅東部土地区画整理事業におきまして、当該市道市三宅小南線の拡幅計画が定められていない経過等を踏まえ、拡幅等はできないものと判断しておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

先ほど、最後の質問で、道路計画の一定した考えということでございましたが、それにつきましてはちょっと手持ちの資料がございませんので、再質問の中で聞いていただければ幸いかなと思っております。

○議長（立入三千男君） 西本議員。

○15番（西本俊吉君） 再質問に移させていただきます。

1点目の北口線につきましては、市三宅東部都市計画によって一定のところまでというんですか、そこまでは計画が、その先線はいわゆる県の工事というんですか、いわゆる都市計画でなしに、いわばほかの方法で計画を立てるという段階なのか、もう計画が立っている段階なのか、もう一つはつきり認識できないんですけれども。いずれにいたしましても、今度リバータウンの関係もありまして守山野洲線が改良されます。その道路が丁字路になるのか、それともそれに接続した形で野洲北口線の延長が来るのか、その辺のところを、一定この段階で私はきちっと見きわめた上での今後の考えを持っていきたいなという思いもありまして、このような質問をしているところです。

当然、合併というものがありました。今日まで町境の中で、あそこはああしたらええのになと思う工事もできてなかった部分もあります。そういうもので、合併して、もう既に7年がたとうかとしております。もう少し、やはり市の北側からも野洲の玄関口のほうへきちっとアクセスした一本の道路というものは、これはまちの総合的な開発のために大きく寄与するんじゃないかと思えます。ぜひとも、その実現に向けた方向での取り組みをまづお願いしたい。

具体的には、今そういうような市として計画図面というんですか、そういう方向で動いているのか、これから要望していくのか、もう既に要望されているのか、その辺も含めて一つお尋ねしておきたいなと思えます。

それから、安全対策につきましては、いずれ現在の竹生口交差点のところにつきましては、全般的にいわゆる交差点としての機能が失われるということで理解させていただいていいのか、でなければ、依然として危険性がある限り、やはり私たちは市民の安全を守る立場から対策そのものを求めていきたいなという考えでおりますし、難しいとかそういう技術的なものは別として、市民にとってやっぱりあそこは、巻き込み注意まで上げて車両には安全運転を喚起しながら、そこに横断歩道がないというのは、はっきり言うと滑稽な状態やと、私から言わせてもらうなら、そういうような感覚を持っております。ぜひとも改良で道路がなくなるのであれば、それはまた一つの次のステップとして考えられます。したがって、その辺のところをもう少し突っ込んでお答えいただけたらと思えます。

それから、市三宅小南線。私は言います。事故がないから、またはスピードが出せない。はっきり申し上げます、私はプロで運転しております。実際、あそこを乗用車で走りまし

ても、北野小学校の交差点を回っても40キロぐらいしか出せないんですね。けれども、他府県なり、またそういうバイパスを抜けてきた車が一番怖いんです。この間も、大型車両が非常に車両の風圧をまき散らすような状態でぶわっと暴走してきました。私は、とっさに縁石いっぱいのところまで避けてました。そういうことで、また送迎されている保護者の方も、対向がしにくいから車道のほうへ飛び出すというケースも見ております。そして何よりも、北口線との丁字路、あそこは非常に、野洲川橋の西詰めよりはましかもわかりませんが、あそこも非常にテクニックというんですか、慎重さが求められる交差点でありますし、特に学童が集団で歩行されていると、もうあちこちから車両がこっつんこっつんになって、本当に、またその後の運転も難しいという状況になってます。あそこは、本来であれば信号機の設置も必要やないかなという認識に立っております。その辺も含めてですね、ひとつ。

守山署へ行ったときに、えっと思ったんですけども、あそこは規制をしても取り締まる場所がないさかいにというようなことを言うてはるんやね。私は、警察官ってこんなもんかいなと思いました。取り締まるためにスピード制限を設けるのか、本当にそこを利用する一般の人たちの安全を図っての規制なのか、そこを考えたときに。一方では、日野川橋小南地先からの抜け道、もう一方では、市三宅妙光寺線のいわゆる国道からの取りつけ部分での改良によりまして、いわば国道とか大津能登川バイパスが停滞したときの、ある意味では抜け道としてナビにも出てきます、正直申し上げて。カーナビにも、停滞のときはここを抜けなさいというような、ご親切な案内も出てきております。そういうところから、もう少し安全策全般ですね、スピードだけが安全策じゃないと思いますけれども。スクールゾーンと書いてあっても、あれは道路交通法上のスクールゾーンでなしに。滋賀県にはもうほとんどないらしいんですけども、いわゆる道交法上のきちっとした規制のかかったスクールゾーンというのはいないようです。ただ、各自治体が自主判断的にそういう標示をされているだけやということで、守山署はそんな見解も示しておりますので。そこだけを安全にしたからすべての事故がなくなるというものではありませんけれども、しっかりと。我々、毎日あそこを利用しております。特に、8時前後の停滞どきに私はよく利用します。そういうこともありますので、大分通行量変わってきたなという認識もございいます。ぜひとも、何らかの安全策をもう一つ講じていただく必要があるんじゃないかと思えます。

それから、あとの点につきましては、一応また先ほどもお尋ねしましたが、私が言いた

いのは、この線、この道路についてはいつごろに着工します。例えば、私が申し上げたように北口線の道路改良については二、三年後と言われたのがもう五、六年たちますけれども、着工されることには間違いがないからそれでいいんですけれども。そういう全体の中の道路改良なり新設も含む、そういうものがトータル的に見えるような計画というんですか、そういうものがないのかなという思いが、今回の質問に当たって調べているうちに、そのような感覚を持ちましたものでお尋ねする次第です。

以上です。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、西本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の質問の中で、野洲市全体の道路整備計画の策定につきまして答えられませんでしたけれども、実は社会資本整備交付金の対象事業として平成24年度に実施をいたしまして、この整備計画の策定をしまいたい。その中で、野洲市の道路網計画をきちっと策定をしまいたいというふうに考えております。

次に、北口線の実施に向けた取り組みはどうかというご質問でございました。計画図面はとか、既に要望してるのかということでございますけれども、これにつきましては、ここ二、三年の国・県への要望書の中に、北口線の整備計画の策定ということは検証させていただいております。ただ、議員もご承知のとおり、現在アクションプログラム2008、いわゆる平成20年度版で事業を進めていただいております、県に。これが平成25年にこの整備計画を見直す、いわゆる平成30年以降の県道の整備計画を策定されようとしております。県も当然道路予算については非常に厳しい状況でございますけれども、恐らくこれが県下でも非常にしのぎを削るといいますか、獲得に向けた取り組みが非常に厳しくなるものと考えております。野洲市としましても、このアクションプログラムに載らなければ県道整備が実現化しませんので、特に今の状況から言いますと、先ほど申しました湖南幹線の整備並びに北口線等、積極的に採択になるように努力をしまいたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、竹生口の交差点につきましてでございますけれども、5年ほど前、4年ほど前ですか、実は私が市民部のときにお答えをさせていただきました。あのときには、竹生リバーサイドの計画が具体的なものでございませんでした。先ほど申しましたとおり、ことしの3月に、いわゆる計画の協議が完了いたしました。それを考えますと、あの交差点一帯

をより安全にするために、先ほど申しました南西へ約200メートル移動させていただいて、完全な交差点の改良をしてまいりたいというふうに考えておりますので、その中できちっと歩行者への安全対策も万全な対応ができるように努めてまいりたいと、県に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、スピード制限の問題でございますが、ご指摘がございましたあそこも速度規制はされておられませんけども、先般もあそこの丁字路で前の塀にぶち当たるという事故もございました。そういった点も踏まえますと、やっぱり一定速度規制も必要ではないかなというふうに考えておりますので、これは市民部と連携をいたしまして、そういったものを含めまして公安委員会に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 西本議員。

○15番（西本俊吉君） それでは再々質問ということですがけれども、再質問の答弁をいただいた結果、ある程度、展望の開けるお答えもいただいております。いずれにいたしましても、我々市民というんですか、そこを利用する者たちにとって、やっぱり道路の整備というのは非常に不可欠なものでございます。全体を通じまして、さらなる道路行政、財政事情が厳しいとおっしゃいますけれども、必要な部分はきちっとやっていくという姿勢の中で、計画があっても計画倒れにならないような取り組みですね。今までありましたね、いろいろ都市計画があったかて間延びしてもうたがために実際不可能やと。そんなことの起こらんように、より一層行政の汗と努力を期待申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第11号、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、4点について質問を行います。

1点目に、野洲市農業振興計画の策定についてであります。この間、全員協議会で説明もありましたが、振興計画策定に向けまして検討委員会で今議論されておりますが、会議の資料を見ますと、この計画は野洲市において農業における各種計画の最上位に位置づける計画である、こう書かれておりますが、このような立場で計画を策定されるそのものは一定これまでから前進として評価はしたいと思っております。

しかし、問題は中身でありまして、検討委員会でも議論されていると思っておりますが、今の農業を取り巻く環境ですね、国の農政の動向、農産物の輸入自由化とか自給率低下あるいは規模拡大、集約化、その中での高齢化と担い手不足など、当然問題を抱えているわけで

あります。そういう中で、この農業振興計画ですね、農業振興をどう図るかが大事なんですけども。まず初めに策定に当たりまして計画の理念なり目的なりをどこに置くのか、初めに聞いておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 議員の皆さん、おはようございます。ただいまの小菅議員の野洲市農業振興計画の策定の件で、まず1点目として、理念また目的をどこに置くかというご質問にお答えをしたいと思います。

この計画につきましては、策定するに当たりまして、学識経験者、市内の農業者、JA、流通関係の方、消費者並びに公募による13人の委員により、7月23日に検討委員会を立ち上げたところでございます。現在、農林水産課が検討項目を案として提示をさせていただきまして、これに基づき検討が始まったところでございます。まだ途中経過でございますので、明確なお答えができない点多々あるかと思いますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

理念と目的でございますが、理念としては特段定めておるわけではございませんが、目指す計画の基本的な考え方といたしまして、野洲市の農業が魅力と活力のある持続可能な安定した産業となることを計画の目指すところとしております。また、目的といたしましては、優れた農地を確保し、生産性の高い農業経営の展開を図りながら、卓越した経験と知識を持つ方から次代を担う農業者への技術の伝達や、新規就農のための側面的な支援を行うこととございます。また、地産地消の推進などによる流通経路の見直しや農商工の連携など、農業が持つ多面的機能の一層の強化を図ることにより、野洲市の農業が未来にわたって環境と経済の両立を実現する、実態に即した実効性のある計画を目的としております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 今は途中経過、まだこれからの議論ということではありますが、この間、検討委員会で見られた資料を見せていただきましたら、初めに言いましたように全体を見まして評価といいますか、検討材料、検討方向としてはいい方向だと私は思っております。

それはそれとして、今は途中経過ということで、今後できたら検討委員会で議論されたことも含めて、できれば具体的な中身を12月議会でもまた聞いておきたいと思うんです。

けども。きょうは、策定はするがどう推進体制をとっていくかということについて、ちょっと聞いておきたいんですけど。それで、今は検討段階ですが、24年度から28年度までの5カ年間の計画ですよ。今23年度に検討しているわけですけども、委員会として素案というか原案というか、これはいつごろ出ますかね。それを見て、また詳細を判断したいと思っておりますので。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 期間的には、来年の予算に何とか間に合わせたいということで、できる限り12月ぐらいまでにはめどを立てたいというように思っております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 先ほどから言っておりますように、計画を策定するのは結構なんですけども、その中身が実行されなかったら、いわゆる絵にかいたもちになりますので。そこで問題になるのが、策定された計画がそれに沿って推進されているかどうかですね。私は、それを検証するなり、あるいは推進するための議論をするための協議機関というか、そういう機関の設置が必要やと思うんですね。計画だけをつくって後は成り行き任せというわけではないですので、その点はどう考えておいでなんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 推進の管理体制というようなことやと思いますが、現在プロジェクトの推進管理も含めて検討会の中で検討しておるところでございますので、まだ明確にこういう形ということまでは申し上げられない状況でございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） これから検討ということではありますが、そうすれば、もちろん振興計画は本市の農業をどう進めていくかということになるわけではありますが、大事なことは、さっき資料を見せていただいたと言いましたが、資料の中にも自給率の向上、あるいは食の安全性と食育、あるいは農地の保全とともに地域と農村集落の維持と活性化等と、農業のみならず野洲市全体として農業をどう位置づけるかということも書かれておりますので、そういうことから見れば、やはりこの計画推進を、いわゆる行政・民間、官民一体で取り組むべき課題やと思うんですね。よって、行政、農業者はもちろんなんですけども、例えば消費者とか商工団体とか、場合によっては企業団体など含めて、もちろん専門家も含めてですけど、そういう者たちで構成する機関を設置して、そこで先ほど言いましたように推進なり検証なりすることが必要やと思うんです。それで、行政に意見提言すること

もできる、そういう一定権限を持った機関をつくるべきやと思うんですけども、そういう方向は考えてもらえるのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 権限を持った機関というお話でございますが、この計画を進めるに当たりまして、骨子のところでも示しておりますが、即効性また実効性がある計画になる必要があろうと思います。そうしたことから、振興に当たりましては、実施した施策が予定どおりに目的にかなった形で動いておるのか、また目標どおりの成果が上がっているのか、また関係者の方ほどのように受けとめておられるか、そういったことも当然に把握しながら、より実効性の高い計画にしなければならないと言えると思います。そうしたことから、先ほどお答えしましたように、まだ検討段階のことではございますが、そういった検証なり確認をすることは当然必要であろうと思います。ただ、そこにどれだけの権限とかいう点につきましては、現時点ではまだお答えができない状況でございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） いずれにしても、部長も私も実効性のある計画でなければということは一貫してしますので、やはりそういうのを協議あるいは推進する機関は必要やと思いますので、それは求めておきたいと思います。それと、しいて言えば、本来この種のやつは条例で計画を策定すべきだというのは、これまで主張してておりますように、そういうことを申しておきます。それはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、2点目の環境保全型農業直接支援事業について少しお聞きしておきたいと思います。これも以前質問いたしました、これまでの事業がこの23年度で終了しまして、同じく23年度から環境保全型農業直接支援対策、こういう事業がスタートしたわけなんですけども。しかし、24年度もうすぐ始まるんですけども、今なお、この営農部分なり環境保全事業部分どうなるか、詳細が明らかになっていないんですよ。この件については、国は地方の実情も配慮しながら具体的に検討するというのもこの間言ってきたわけです。この点では、滋賀県では、もうご承知のように独自の減農薬農業の環境こだわり農業を進めてきたわけでありまして、これも新事業との関係でどうなるのか、現時点でもわからないんですよ。ですから、県当局は現在どう対応しているのか、対策をとっているのか。同時に、県や国に野洲市としても何か野洲市の要望・主張をされているのかどうか、ここら辺をちょっと初めに確認しておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 県では、これまでの農地・水・環境保全向上対策事業によって、化学合成農薬の使用量が大幅に削減され、水田からの窒素やリンの流出量が削減されました環境こだわり米が大手量販店のブランドとして全国で流通したこと等が実績としてございます。そうしたことから、現行の化学合成薬品や化学肥料の5割削減に係る支援を継続するようというようなことで、国に働きかけを行っておられると聞いております。また、環境保全型の農業直接支援対策に、ゆりかご水田等の取り組みを追加するようというところで国に申請を行っておられると聞いております。

また、市のほうでどういうふうを考えているかということですが、野洲市としても、平成23年度に事業完了を迎える、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業の事業延長や、県単独の事業であります環境こだわり米のこだわり支援の復活など、市長会を通じて要望しておるところでございます。その結果を早急に情報として明らかにしていただくように、今働きかけを行っておるところでございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） ちょっと確認しておきたいんですけども、さっきから言っておりますように、今年度から新事業が始まって、しかし、24年度の詳細がまだもう少しはつきりわからないという現段階ですが、24年度がもうすぐスタートしますので、新制度に制約があるとすれば、現在、市内で自治会なり各団体が取り組んでおられますが、新事業として継続されようとしているのかどうか、ここら辺、市内の各団体の意向、方向とか、何かつかんでおられますか。各団体にしても、どうしていいかわからなくなってしまうんじゃないかと思うんですけども、そういう市に対する意見とか来てますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 新制度につきましては、昨年度より各団体の方に説明をさせていただいております。その結果、一部の団体は現在認められている取り組みで実施することを考えておられますが、多くの団体では来年度の取り組みをどうするのかということで悩んでおられるのが実情でございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） これも確かに今わからない部分ですので、あれこれ言えないんですけども、至急、県・国との関係も含めて対応していただきたいと思います。それで、仮にかなり制約されて、もうほとんど新制度の対象にならないとすれば、その後どうするかということではありますが、当然これまで減農薬との関係で取り組みの成果、到達があるわ

けなんですけども、国がだめだからといって、そう単純に市としてできるものではないんですけども、国の施策がだめな場合、市独自対策、施策として、場合によっては何か継続の方法があるのかどうかですね。ここら辺はどうでしょうね。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ご質問の市としてのことですが、国の制度が厳しくなることで取り組み面積が大幅に減少することや、また一方で、土地改良施設の維持管理等においていろいろと懸念が及ぶところがございます。農業者の方からは、国の制度が厳しくなっても、少なくとも県や市の負担分については現制度を維持してほしいとのご意見も聞いておるところでございます。市といたしましても、今日までの取り組みが継続されるように県に働きかけを行うとともに、市の施策としてどうあるべきか、農業振興計画検討委員会の中でも十分に議論をしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 先ほど来言ってますように、ちょっとわからない部分をいつまでも余り議論できないんですけども。いずれにしろ、国の資料を見せていただきますと、対象となる営農活動というところで、化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みとセットで行われる次の取り組みということで、有機農業の取り組みとか幾つか条件があるわけですね。だから、これを見ますと、セットで行うんだけども、これまでの減農薬がすべて否定されていないようにも見えますので、これで22年度から23年度にかけて実施する国の調査を踏まえて、24年度以降見直しを検討ということ国は言うてますので、結論的には県・国に強く要望していただきたいと思います。

それでは、3点目の畑地の集約の推進について少しお聞きしておきたいんですが、野洲市の場合は、もうご承知のように旧中主を中心に県下有数の野菜生産地域であります。合併前も合併後も、現在でしたら19市町であります。たしか4番目か5番目ぐらいの野菜生産地域になっていると思います。しかるに、現在、市内でも畑地の耕作放棄地が増加の一途やと思うんです。初めに、現在、市内の畑地の面積なり、それに対する放棄地の面積をちょっと初めにお聞きしておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 放棄地の件につきましては、平成22年度における耕作放棄地調査の結果、畑地の農地面積83ヘクタール、これは2010年の農業センサスに

よるものでございますが、このうち耕作放棄地となる畑地が12.8ヘクタールでございます。率にすると約15.4%となります。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） もう皆さんご承知のように、この間、せんだつても野田とか吉川の地域を回ったんですけど、本当に放棄地が多いですね。ビニールハウスが、もうこういう状況ですね。あと、廃材が置かれているとか、こういうふうなのが本当にいっぱいありますわ。今言われましたように、これなんですけど、今部長が答弁されましたように、全市で畑地が84ヘクタールと言われましたね。約15%が放棄地で、12.8ヘクタールが放棄地ということなんですけども。それで、自治会ごとにどうやとお聞きしたら、自治会ごとの畑地面積はわからないと言われたんですよね。何でわからないのか、よくわからないんですけども。

例えば野田と吉川が野洲市のかなりの農地を占めてますので、それで自治会なり関係者に聞き取り調査したら、例えば野田では約9ヘクタールですか、吉川では43ヘクタール畑地があると言われましたんですが。それで、実際放棄地はどの程度やと言うたら、市がさっき答弁されたのが、ここに書いてます野田の場合は1.9ヘクタールですけど。しかし、実際、野田の農業関係者の方が地図に沿って一筆一筆調査したら約30%、2.7ヘクタールはあると言われるんですね。吉川も、さっき市の調査では0.5ヘクタールが放棄地ということですが、聞き取り調査だと実際は10%、1割は放棄地やと言われるんですね。そうすると、4ヘクタールぐらい。これは4.3になってますけど。先ほど説明されたよりかは、実際は物すごく、もっと放棄地はあるということなんです。

今説明しましたが、数字が大分実際と違うみたいなんですけども、こういう実際の実態はもうちょっと詳しくつかめないのか、ここら辺はどうなんでしょうね。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 先ほど放棄地として申し上げましたのは、昨年に農林水産課あるいは農業委員会のほうでパトロールをし、調査をしたものでございます。市のほうで台帳として把握をしておるものが、先ほど申しました面積でございます。

ただ、1点だけ。放棄地の定義と申しまししょうか、考え方の定義の仕方のところでございますが、耕作放棄地といたしましては農業センサスのところでは、以前に耕作地であったもので過去1年以上耕作物の作付けをされておらないもので、なおかつこの数年間の間

に再び耕作する考えのない土地ということで定義をされておられます。また、遊休農地でございますが、もう一つの考え方として、遊休、遊んでいる農地として、現に耕作の目的に供しておらず、またかつ引き続き耕作目的に供しないと見込まれるような土地、農地、またその農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度と比べまして著しく劣っておると認められる農地というような考え方が一方ではございます。こういうふうには、それぞれとりようによりまして見方がかなり変わってまいります。そういった点もあろうと思います。できる限り、一定の判断のもとに把握するように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 定義とかとり方はいろいろありますが、実際、地元で農業をやっている農家の方の調査が、信憑性と言ったら何ですけど、実態を明らかにしていると思いますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

それで、このままさらに放置しますと、まだまだ雪だるま式にふえるのは必至やと思うんですけども、この関係で、これまで吉川なり野田地先なり、あるいは農業関係者等を含めて放棄地に対する対策を求める要望もされたということもお聞きしたりもしているんですけども、あったのか、なかったのか、どんな要望がされたのか、わかりましたらちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 要望としてどういうものがあったかというのは、ちょっと私は把握をしておりません。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） それについてももう余り言いませんが、要望したということも聞いておりますので、知らないというのはいかなるものかなと思います。

それで、ことしの3月23日の京都新聞にも報道されましたが、放棄された畑を集約して耕作請負、そういう取り組みをされてるんですよ。それは御存じですよ。もちろん畑というのは一つ一つが小さくて集約しにくいんですけども、場合によってはお年寄りが生きがいとして一所懸命やっているから、当然、田んぼ以上に集約が物すごくしにくいんですよ。しかし、このままではということで、野田の自治会の中で努力されて、5人分の畑を30アールまとめて集約したということが新聞報道されておりますが、これはすばら

しい取り組みやと思うんですよね。こういう取り組みがされているというのは御存じですか。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 承知しております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） これも、今後どうするかということの最後の質問になるんですけども、先ほど来言ってますように、田んぼと違って畑地の集約は本当に大変やと思うんですね、そう簡単にはできないですよね。だから、これ以上荒れるのを防ぐという意味からも、集約をする地道な粘り強い取り組みが必要やと思うんですよ。しかし、だからといって、これを推進するには農家なり自治会だけに任せていてもなかなか大変やと思うんですよね。だから、進め方としては、これも行政と農業者含む民間といいますか、官民一体で行政も力を入れて取り組むべきやと思うんです。つまり、集約のための行政も含んだ制度的といいますか、組織的な推進体制が必要やと思うんですよね。そういう制度的、組織的推進体制を行政も参加して推進することができないかどうか、その点はどうでしょう。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 推進体制につきましては、昨年まで3つほどの協議会がございましたものを整理・統合いたしまして、野洲市の農業再生協議会というものに一本化しております。その中で、農林水産課が事務局をしておりますが、耕作放棄地の対策部会を設けております。こういった中で、耕作放棄地の解消に向けまして、この中にはJAや農業者の方も入っておられます、対応をしてみたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 対策部会があるということではありますが、しかし、現実そのための具体的な推進がされてるのかどうかですね。先ほど言いましたように、この間、市にも要望もしたこともあるが、なかなかそれだけのことやということも聞いてますので、部会がある、対策を推進しているというのであれば、もっと積極的にそっちのほうに位置づけて目を向けてもらって、本当に先ほど言いましたように制度的・組織的な行政の積極的な推進体制が必要だと思いますので、これも取り組んでいただきますよう改めて申しておきたいと思います。

最後の4点目ではありますが、学童保育所の保育料の問題について少しお聞きしておきたいと思います。学童保育所については、山仲市長になりまして、この22年度、23年度

ですかね、2カ年で保育所の専用施設を整備されたり、それに伴いまして、前市長は低学年対象ということで進めてきましたが、山仲市長になりまして全学年を入所対象にした。この2点が、この数年間の大きな特徴であると思いますが、これはこれで評価させてもらっているんです。

滋賀県が学童保育所の設置状況を調べた資料があるんですけども、現在、滋賀県には学童保育259単位があるらしいんですが、そのうち入所対象が小学校6年までというのが野洲市を含めて97単位、それ以外の162は、特例によって必要と見たら入所を認めましょうと、こうなっているんですね。小学校6年まで対象にしているのは、こういう状況ですね。それから、専用の施設が整備されているかというのは、野洲市を含めて143学童、その他は116、中にはアパートの一室とか学校の空き教室等々含めていろいろあるわけですが、いずれにしても、先ほど言いましたように入所対象を6年まで、あるいは専用施設を整備した、野洲市はよくしてもらっている、それは評価したいと思うんですけども。

その中で、しからは保育料をどう考えるかということなんですけども、この間の行政が行いました市長とのまちづくりトークや、あるいは5月でしたでしょうかね、学童保育所のあり方懇談会等でいいますと、今後の学童の保育料のあり方についても言及されているわけでありますが、一言で言えば、運営費の一定割合を保護者負担とするという基本的な考え方でいくということではありますが、初めに、学童保育所の保育料の基本的な考えについてどう思っておいでなのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 学童保育の保育料のご質問にお答えします。

始めにというと、通告されているのは1問だけなんですけども、あとあるんですかね。あるか、ないかによって答えが違ってきますけども。とりあえず、背景も含めて経緯も含めてお答えをいたします。

学童保育所の料金、保護者負担につきましては、国のほうで基準を定めています。運営費のおおむね2分の1を保護者の負担、残る2分の1を国・県・市の負担ということで制度設計がされています。ただ、野洲市の場合は、国・県の補助をまず控除しまして、そうしてから、その残りを市と保護者で半分にするということですから、結果的には保護者に有利になっているというふうに考えています。これを前提にして、今の料金設定を行っています。

ただし、平成22年度の決算で見ますと、本来国・県の補助金額を控除した2分の1ということになると50%の保護者負担をいただくところですが、実際は保護者からは35%しかいただいてません。金額で見ますと、平成23年度の予算から見ますと、1人当たり1万4,000円のご負担をいただくという計算になりますけども、実際は月額1万円ということになっています。こういうふうになっている要因としましては、当初、今ご評価いただきました施設整備に踏み出すに当たっては、さっき申し上げた野洲市のルールでいきましょうということで、保護者会と確認をして動いています。ただ、そのときの1万円を出したときの計算においての係数の問題、そしてから御存じのように、発達障害、特別支援を要するお子さんの問題、それと経済的な困窮の方への減免措置という部分がありますので、こういったこと、3要素で負担率が変わってきているというふうに考えています。

御存じのように、野洲市の場合は夏休み等ですと養護学校へ行っておられる子どもさんも預かってますし、市内の子ども全体の特別支援を要する子どもさんの比率が大体15%ということですから、当然、相当の加配が出ております。

今後安定して運営をするためには、本来約束させていただいた2分の1に持っていかないと、かなりの負担が市にかかってくるということでもありますので、2分の1ルールをどう考えるか。ただ、特別加配の分とか経済的な課題を抱えておられる方の減免までみんなで割るのか、そこはありますけれども、基本的に保護者2分の1という負担のルールは定めさせていただいていますので、それを堅持できる形でないと今後長期にわたっての運営が課題だということで、今保護者の方たちとも話し合いをさせていただいているという状態です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 懇談会等の議事録とかを見させていただくと今市長が答弁されたようになっていますが、それでは小菅議員はどう考えるのかでまた反問権を使われますので、初めに私のほうから言っておきますが、そもそもどういう考え方が必要なのかということ。いずれにしても、この学童保育も含めて、言うならば行政の福祉事業の一つですわね。そういう意味では、基本的には自治体の仕事といえますか責務でありますわね。であるならば、いわゆる運営費の2分の1、採算との関係ですね。そこを保育料の基本に置くのがいいのかどうか、基本的には自治体本来の役割からは少し外れているのではない

か。しかし、もちろん事業を行うには、ハードももちろんですけどソフトも含めて費用が要るのは事実です。だから、自治体の責任だから保育料は安ければええ、無料にすればええ、そんなことは言わないんですけども。保育料の設定は、やはり初めに言いました児童福祉としての行政の責任、ここを基本に置きながら、その中で一定の費用を保育料として徴収するという観点が必要やと思うんですね。そこから見れば、さっき市長の答弁ありましたように、運営費、行政費用、そこから、言葉はなんですけど、機械的・数字的に割り出す、これはちょっといかがなものかと思うんですね。私は、児童福祉の費用というのは野洲市の将来に対する投資でありますので、やはりそういう観点が必要やと思うんですけど、その点はどうお考えでしょう。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か先に自問自答していただいてまして、通告に一問一答なのに項目がないので、基本的な考え方という通告でしたのでお答えをさせていただきましたけど、追加質問で、議長のお許しを得て答えさせていただきます。

言っておられる意味がちょっと私わからないんですけど、申し上げたように国も2分の1ルール、それを野洲市は少し保護者の方に有利な2分の1ルールをやってます。施設費は、これは当然市が国・県の補助を受けて建ててます。今ご評価いただいたように、すべての必要な子どもさんを預かりますよと、そのかわり2分の1ルールですよということを確認してます。このルールが崩れたら成り立たないと思ってます。

それともう一つは、実際はちょうど3分の1の方がそういう需要を持っておられます。3分の2の方は、ご家庭でとか、ほかの形で子どもさんが学校終わってから過ごしておられると。そういうことからすると、すべての人が対象であればこれは無料ということもあるかもわかりませんが、3分の1の方ということからすると一定の受益者負担、それが2分の1ルールということですよ。

そういうことですので、私としましては透明性を持って経理処理をしてます。そういうことからすると、ご理解いただかなければ、子どものためだからといって、そこだけ手厚くしたら、いつも言ってますように天からお金が降ってくるわけではありませぬので、皆さんで考えてどうするかということで、私も何も値上げをしたいわけではございませんが、このルールというのを破れば維持が困難になるのではないかなというふうに考えています。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 先ほど言いましたように、基本的には行政の責務であり将来に対

する投資やと思うんですけれども、そういう観点からということで、これも先ほど県の資料を私なりにちょっと分類したんですけど、今、県下の先ほど259学童の保育料なんですけど、1万円以上が58単位ですね。それから本市が今1万円ですね、今。これは105単位。1万円以下が80単位。分類がよくわからなかったのですが、その他にしましたが、16ということで。1万円以上は259のうち58で、圧倒的な、今現在、学童保育所が1万円あるいは1万円以下ということなんです。こういう状況なんです。これが単に経費から算出するだけじゃなくて、児童福祉に対する投資、将来に対する投資という観点から保育料を設定されていると思うんですね。

そこでお聞きしますが、もう一步踏み込んでお聞きしますが、こういう運営費から見た算出でいくというのは制度矛盾やと思うんですね。言葉を変えれば、保育を充実すればするほど保育料は際限なく高くなる。保育料を一定高くしないようにするとか、本当は安くはしなくてもいいのかもわからないですけども、安くしようとすれば保育の質を落とさなければならぬ。こういうことにつながるのは、やはり私は制度矛盾やと思うんですね、基本的な考え方が。先ほど市長も言われましたように、実際は1万円ですが、23年度の予算との関係で計算すると、本来は1万4,219円になると言われましたね。本当は、今の市の方向で行くと1万4,219円徴収しなければならないんですね。だから、現在から4,000円も高くなるんですね。これがいいのかどうか。それと、充実すればするほど高くなる、それがいいのかどうか。そういう矛盾が出てくると。私は矛盾やと思ってるんですけど、いかがですか。

○市長（山仲善彰君） 反問します。

○議長（立入三千男君） ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 簡単な反問をいたします。充実というのはどういう意味でおっしゃってますか。

○議長（立入三千男君） ただいまの反問に対する発言を求めます。反問に対する要旨のみの発言をお願いしたいと思います。

小菅議員。

○3番（小菅六雄君） 実際、運営費というのは多分7割か8割は人件費ですよ。そうですね、7割は人件費やと思うんですね。そうすれば、例えば今嘱託あるいは臨時でや

ってますよね、多数が臨時なんですけども、障がい者も受け入れてると言ってますよね、それから子どもがふえる状況の中で指導員の身分、あるいはたくさんふえる学童に対してそれなりの指導員を採用しようとするれば、本来は人件費がふえてくるわけですね。例えば、指導員といってもそれなりの、場合によっては各学童にそれなりの年齢の、例えば若い男性指導員も適切に配置しなければならないと思っているんですね。そうすれば、本来臨時ではなくて、それなりの身分を持った給与を持った人を配置してこそ充実になると思うんですね。そういう意味から、そうしようと思えば運営費がふえるということですね。それが例えば1つの例です。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっきの矛盾と含めてお答えをいたします。何かもう全然空論みたいな感じなんですけども。

まず、先ほど示された料金です。先般の保護者会の話し合いでもおっしゃいました、安いところがありますよと。私は、こういう説明をしました。野洲市でも幾らでも安くできますよと、よそ市並みに。どうしたらええかという、皆さんじゃなしによその町みたいにぎくしゃくして待機をしていただいたら結構なわけです。なぜふえるかといいますと、22年度と23年度を見ますと、22年度で大体2億円ぐらいだったのが今年度は3億円ぐらいの費用になっています。当然、その中には料金もいただけてますけども、1億円ふえるわけですね。ということは、人数を減らせば、2億円を少ない人数で分ければ市の補助は絶対額をふやせますから料金が落とせます。これはもう子どもの算数の世界です。野洲市みたいに、希望者すべてを6年生まで受け入れてほしいと。野洲市がなぜこうやったかといいますと、放課後子どもクラブと学童保育で分かれていた、かつすべてが入れないという状態で、私が就任したときに保護者会と教育委員会は話せないぐらいでした。個人的にメールを送ってこられる、部屋に来られる、夜電話がかかってくる、それで市役所で出会ってもなかなか話せない。これはなぜかといいますと、中途半端にやり出したからです。だから、保護者会の中でも課題を抱えている、学校というか教育委員会でも。これはいけないと、当初からやはり重要な施策だということもありましたので、2分の1負担というのがあるわけですから、これできちっとやりましょうということで制度設計をします。そういうことですから、当然矛盾は起こってきます。ですから、保護者から2分の1いただく中で、市は半分を持って、これで健全に運営していきましょうということで、2年前の市議会でも1,000円の値上げをいただきました。その1,000円の根拠が幾

つか係数の間違い、あるいは今申し上げた子どもさんの状況への加配等が出てきている。

私は何も値上げをしようと思っっているわけじゃなくて、これ以上の財源持ち出しができるかどうかというところであります。ですから、当然、矛盾というよりは、だれが持ち合うのかということで、市の負担をふやせば、さっき申し上げたように3分の1の方のためにどこまでつぎ込むのかということになりますから、当初のルールが妥当かどうか、これは国もそうですし市も一定の了解の上で動いているということで、矛盾というよりは、みんなで持ち合って健全な子ども育成、そして家庭が就労等される場合の支援ができるという、そういう公共のサービスかなというふうに考えています。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） もちろん私も、市長が学童保育所を運営してそこから利益を得ようと、そんなことは思っっていないですよ。それなりに市長は市長なりに考えてると思うんですけども、それがいかななものかということなんですけども。

先ほど来、この制度設計について保護者と協議して合意がなされたと強調されますが、本当にそうなのかちょっとお聞きしておきたいんですけども。例えば、3月3日の市長と学童保育所連絡協議会のまちづくりトークされましたね。そこで、保護者からも、値上げが行われたときにはもっと議論が必要、先ほど言われたように1万円は今回急に上がったのではないかという質問に対して、市長は、急ではない、保護者と議論した結果である、議論の中で運営費の2分の1をいただくということで希望者全員を受け入れるようにするということだった、約束をしたということをおいでですが、本当にそうなのかどうかなんです。この保護者と議論した結果、そこで約束、定式化したということでありますが、それはいつのことを指してるんですか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） きちっと会議録がありますから。ただ、通告がありませんから、今は委員会ではないので、そういう質問の仕方というのは本会議では無理ですね。

条例提案する前に、きちっと保護者会、当然これは保護者会というのは会長さんが1年ごとにかわっておられます。当然子どもさんは入って卒業ですから、構成も変わっておられます。ですから、条例提案させていただくときには何回か話し合いを实际してますし、教育委員会を調べれば会議は全部公開ですし、情報も公開してますから、それは。

ただ、恐らく保護者会としては待機児童をなくしてほしいというのが役員さんだったり大半の考えですけど、当然安ければいいという方はおられますから、すべて100%の方

が値上げされてるということじゃないです。あの条例案でも、小菅さんは反対されました。だから、そういうことで、市議会ですらもすべて賛成でなかったら条例が通らないかと、そういう問題ではございませんので。当然一部反対はありましたけど、保護者会ときちつとひざを突き合わせて話し合いをしたその場では、増設をしてほしい、待機児童をなくしてほしい、放課後子どもクラブみたいなきょうだい別れなくていいようにしてほしい、同じサービスがしてほしい。それなら、国のルールでやるのよりは有利な野洲ルールだったら了解しましょうという話し合いをしております。

それを何かほじくり出して、一部の人が反対したからとか、それでは余り生産性がないので。誤解をしていただいたら困ります。私は値上げをしたくないと言っただけであって、もうけたいとは言ってません。どうも何か言葉を正確にとらえておられないのが気になりますけども、さっきの1万円とか1,000円もそうですけど、もうちょっときちつとした議論をしていただきたいというふうに考えます。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。細部の回答を求める場合は通告をしてください。

○3番（小菅六雄君） 先ほど私が言ったのは、市長が利益を得ようとは思ってないと言ったんですよ。そんなことを思って保育料を決めてるとは思ってないと言ったんですよ。

それと、保育料のあり方について今後どうするかということを含めて通告してるわけなんです。それで、一問一答方式で通告をしているわけなんです。そんな議論の発展で、通告が出てないって、保育料の枠内で質問してるのに。これはちょっと市長、再三そういうことを言っておいでですが、ちょっと考え直してください。

それで、つまり、保護者と議論をして運営費の2分の1を保育料とするということは了解というか決定済みのことと言われているんですが、これは少し乱暴な議論だと思っているんです。もちろん私もそういう議論の場があって、保護者からもそういう方向もあるなということかあった発言とか、そういうことは全然否定してないんです。正式なところで議論されて、大筋そういう方向になったということは否定してないんです。その上に立ってなんですけども、会議は、そこでの議論は尊重はしますが、だからといって、もっと多くの保護者もいろんな思いもあるので、その会議があるとすれども、より一層もっと多くの保護者の意見も声も聞きながら進めていただきたいと思うんですよ。とにかく1回2回か知らないですけども、そこで何か決まっちゃった、すべての人に同意してもらったような言い方は、それはやっぱりフェアじゃないと思うんです。そういう立場から言ってるんですけど。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 反問させていただきます。

○議長（立入三千男君） ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問が、過去の1,000円値上げしたときの議論の経緯をおっしゃってるのか、そこがよくわからないのと。

それともう一つ、今のこの質問の中で、私どもは財源が限られてる中で持ち合いましょうということと言ってまして。私は子ども手当のときも徹底的に反対というか、懸念したのはそういうことで、まさにこれは1万4,000円を子どもさん1人当たり持ち出してるわけですから、野洲だったら十数億のお金が動いてます。ですから、そういうところをどうしても保育が要る人に渡す現物支給がいいという考えでいってますから、今子どもさんには子ども手当が行ってるわけですね。だから、いろんな使い方がある。学童保育に使われる。そういう考えで言ってるのに、小菅議員は。

だから、今お聞きしたいのは、過去の料金決定への保護者会との説明のやり方がまずかったとおっしゃっているのか、そこをはっきりさせてほしい。それと、財源をどういうふうに産み出したらいいとおっしゃっているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） ただいまの反問に対する発言を求めます。反問に対する要旨のみの発言を求めます。

小菅議員。

○3番（小菅六雄君） だから、過去の協議、議論の会議は尊重すると言うてますやん。そんなんは否定してませんよ。それはそうなんだけど、それを踏まえて、より一層多くの保護者の声も同時に聞きながら進めてくださいよということ言うてるだけですわ。

それと、市長自身も子ども手当のことを言われましたが、子ども手当が決まって実施された。しかし、国民にもいろんな意見がある、市長もいろんな意見がある。だから、決まったといえども、その後意見なり要望なりが出るのは、私は必然やと思いますね。

それと、予算、財源をどうするかというのは、それは当然市長が、集中改革プランをされてるのかわかりませんが、そういうことも含めて、それこそ行政の責任。もちろん私どもも提言しないとだめですよ。そんなことを言い始めたら、工業振興助成金をやめたらどうですかと言いたくなりますので、それはやはりいろんな意見があると思います。

○議長（立入三千男君） 小菅議員。

○3番（小菅六雄君） いずれにしても、これまで市長が進めてきたことを私は何もすべて否定してるわけじゃないんですよ。施設整備とか全学年入所とか大いに評価させてもらってますし、加えて保育料の場合については、やはり児童福祉の観点からもっときちんと考えてほしい、そして多くの保護者の声ももっとつかみながら改めて検討してほしい、そういうことを言ってるわけでありましてね。わかっていただけでしたか、最後にお聞きします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先般も公開で保護者会あるいは保護者の方とやりました。公開でやっています。だから、できるだけ広く来てくださいと。多分、市の広報とかホームページでも一般市民の方もぜひという形で、現状をお示しして、そして一緒に考えましょうということなので、私は何も狭い集まりの中で突っ走って決めていこうと思ってませんので。何か変な観念で、値上げをどこかで裏工作しているみたいに仮説を持ってご質問かなと思いますので、何か検討を広くとかおっしゃるので、当然広く検討したいと思ってますので、よろしくをお願いします。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。再開は、10時45分に再開いたします。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、通告第12号、第8番、梶山幾世君。

○8番（梶山幾世君） 皆さん、こんにちは。8番、梶山幾世でございます。質問に入る前に、このたびの台風12号は思わぬ大災害となり、死者・行方不明あわせて100名を超すという実態だということが報道されております。被災された皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。私は9月の定例会におきまして、次の3件について質問をさせていただきます。まず初めに、市民への対応サービスの向上について伺いいたします。国におきましては、8月29日に民主党の代表選があり、新首相が決まりました。国難に遭った日本の再建に全力を傾け、国民が安心できる国へと大いに期待をするものでございます。さて、本市におきましても、山仲市政から丸3年を迎えようとしております。財政厳しい中、健全化へと取り組まれ、また学校の耐震化、学童保育の整備

等、着実に進められ、市民の評価も得ているところでございます。

こうした目に見える市長の決断の取り組みの中で、余り変わっていないのが庁舎内の応対サービスではないかと思われま。職員の皆さんはそれぞれの立場で個性を生かし応対してくださっていますが、残念ながら苦情の声も聞きます。待たされる、態度が冷たい、説明不足、そして電話の応対が不親切などでございます。私自身も実際に庁舎内において少しではありますが不愉快な思いをしたこともありますし、また電話でも非常に不安な思いで聞かせていただいたこともあります。私は民間のある量販店に長年勤務した経験があり、接客サービスには厳しい教育を受けてきました。民間企業では、商品が幾らよくても接客の悪さでお客を不愉快な思いにすれば他の店に行ってしまう、売り上げ、利益に響いてきます。しかし、市役所はどんなに不愉快な思いをしても他へ行くことはできず、市民は我慢するか苦情を言うかになってまいります。

接客サービスの基本にサービスの5Sというのがあります。それは、スピード、待たせない。2点目、スマイル、笑顔。3点目、センス、これは服装・身だしなみ・身のこなし方・作法でございます。そして余り聞かない言葉ですが、シンシアリティー、これは誠意と訳しますが、相手の立場に立っていかに誠意ある応対をしていくか。そして最後に、スタディー、これはしっかりと自分の立場での内容を相手に説明できるかどうか。この5つでございます。そして、その上に応対用語の使い方とおじぎの仕方等の動作を加えることで、これが接客サービスの基本と言われてまいりました。このような応対の基本は、民間も市役所も、多少用語に違いがあっても大きくは変わらないと思います。

今、本市はものづくりセンターの取り組み、市民相談窓口のワンストップサービスの取り組み、中でも多重債務者解決への取り組みは、全国へと本市が発信し、視察も大いにふえております。これは私も本市の誇りと思っております。それだけに、庁舎内の応対サービスも野洲市が自信を持って発信できるような取り組みが必要と考えます。まず最初に、市長の考えをお伺いいたします。

次に提案でございますが、まず1つはあいさつの徹底でございます。これは議会でも質問がありましたが、具体的には11時までは「おはようございます」、11時過ぎれば「こんにちは」とあいさつをしてから用件を伺うことを徹底してはどうでしょうか。市民の皆さんとの心が通うと思います。2つには、電話応対を含めた応対研修の実施です。そしてその後のフォローアップ体制の確立です。

以上、見解をお伺いいたします。

次に、学校施設の防災機能向上の取り組みについてお伺いいたします。大規模震災等の災害発生時、学校施設は地域住民のための応急的な避難所ともなる役割を担っております。そのために耐震性の確保だけではなく、食料・生活必需品等を提供できるように、必要物資を備蓄するなど、非難生活に必要な諸機能を備えることも求められております。このたびの東日本大震災を初め、過去の大規模地震の際にも、学校施設は多くの住民を受け入れ、避難所として活用された実績は多々ありますが、その一方、当然のことながら学校施設は教育施設であるために防災機能の整備が不十分なため、避難所としての使用に際して不便やふぐあいが生じております。例えば、電気・水の確保、暖房設備の不足、通信の途絶えなど、こういったこともあります。

このような状況を受け、国立教育政策研究所では、全国の公立学校を対象に、学校施設の防災機能に関する実態調査を行いました。集計の結果では、公立学校の89.3%が避難所に指定されているものの、避難所の指定と防災機能の実態が必ずしも整合していない状況が明らかになっているということでございます。調査内容は、①避難所に指定されている学校数、②学校の防災施設・設備の整備状況、③災害対応マニュアルの策定状況、④学校施設の設計における防災に関する配慮でございます。本市の実態と今後の対策について見解をお伺いいたします。

最後に、高齢者への聴覚チェックで認知症予防の充実についてお伺いをいたします。超高齢社会となり、慢性的に医療や介護を必要とする高齢者が年々増加をしております。高齢者が尊厳ある生活を維持するためには、コミュニケーションの維持が必至ですが、それを妨げるのが認知症です。

埼玉県坂戸市鶴ヶ島医師会では、地元自治体である坂戸市、鶴ヶ島市の協力のもと、平成18年より基本健診時に聴覚検査を実施し、特定健診に移行してからも続けておられるとのことがわかりました。聞こえはコミュニケーションの基本であり、難聴が認知症を引き起こす原因の一つであることに注目して、特定健診で実施されている市もあります。

厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の人のうち聞こえづらいと自覚しているのは21.6%、70歳以上では25.2%と、4人に1人は難聴を自覚している人。また耳鼻科医によると、加齢性難聴の発症頻度は、65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳以上では80%を超えと言われております。

難聴から社会的参加ができづらくなったり、家庭内でも孤立することにより生きがいを失い、閉じこもりやうつ、認知症へと進展させないためには、定期的な健診を地域で行っ

ていくことが有効とのこと。高齢者が尊厳ある生活を維持するため、介護予防の充実のため、本市において特定健診に聴力検査を導入してはと考えます。また、実際には医師会等との調整も必要で、準備期間が要ると思いますが、その前に簡易チェッカーを使っての聴覚チェックを実施することについて本市の見解をお伺いいたします。

以上よろしく願いいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の市民への対応サービスの向上についてのご質問にお答えをいたします。

「良薬口に苦し」と言いますが、私も含めて職員への対応に関して厳しいご意見、ありがとうございます。市役所の対応サービスが以前と変わらず、不愉快な思いをされる市民が一部にまだおいでになるということにつきましては、今もご指摘いただきましたし、また市長への手紙等でも同様の内容でご指摘をいただいております。ただし、一方では、今もご評価いただいておりますように、以前よりも丁寧になった、機敏さが増した等のご意見も直接お聞きしますし、先般は市職員の対応により問題が解決したので褒めてあげてほしいという温かいお手紙もいただきました。市職員全体が旧態のままとは思いませんが、実際に不愉快な対応を続けているという実態もありますので、ご意見を真摯に受けとめまして、対策に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、窓口や電話対応に関しては、平成17年12月以来、さわやか・すみやか・こまやかを合い言葉にマナーアップに努めているところでありますが、ご指摘のように十分な成果が上がっておらない面もありますので、さらなる向上を目指しまして、現在策定中の人材育成方針の中で、新たな取り組みを盛り込んでいきたいと考えております。

また、あいさつの徹底につきましても、議員ご提案のとおりであると考えております。小説家は出だしの1行が書ければ作品の大半ができたと言われておりますけれども、私も常々、仕事も、あいさつができる関係が築ければ仕事の大半は終わったと申し上げておまして、市役所のフロアにおいでの方にはすべてお客様という認識を持って、自分の仕事にかかわりがなくても、さわやかなあいさつがあすからでも実践できるよう、組織を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、対応研修の実施とフォローアップにつきましても、職場における接客研修や所属長、上席職員によるOJT、職場研修であります。その強化などを通じて接客サービスの向上に努めたいと考えております。いずれにしましても、職員が良好な対応を市民に対

してできるためには、風通しがよく良好な職場環境がまず大事でありますので、この面での取り組みも一層強化してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） それでは、梶山議員の学校施設の防災機能向上の取り組みについてのご質問にお答えします。

まず、1点目の避難所の指定されている学校数についてですが、市内の6小学校、3中学校のすべての施設を指定しております。

2点目の学校の防災施設・設備の整備状況についてですが、ご承知のとおり学校施設は学校教育法に基づく施設であり、学校教育に支障を来さない範囲で、かつ優先順位の高いものとして、防災備蓄倉庫、貯水槽について整備しているところであります。しかし、非常用通信機器に挙げられます無線機器等につきましては、現在、防災担当部局が所管しているものを応急的に避難所の開設時に配備する考えであります。また、応急的に避難所の開設時に配置する仮設トイレにつきましては、災害対策備蓄品として所持しております仮設トイレ12個、組立式プルマルトイレ350個、組立式ボックストイレ110個など備蓄しておりますので、必要に応じて設置する考えであります。

次、3点目の災害対応マニュアルの策定状況ですが、本年8月に市内のすべての小中学校で、避難所機能を考慮した災害対応マニュアルが策定されております。

4点目の学校施設の設計における防災に関する配慮につきましては、現在、全学校施設の耐震化を進めているところでもあり、地域防災に対する配慮は特別行っておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） それでは、梶山議員の3点目、高齢者への聴覚チェックで認知症予防の充実をとの質問にお答えをさせていただきます。

人は加齢とともに一般的に聴力が低下します。家族や周囲の人にとっては、本人に大きな声で話さなければならないことで、エネルギーの要ることで負担もかかります。また、ご本人にとっても聴力低下は人との会話や情報が入りがたく、人間関係のゆがみやひきこもりにつながるなど、生活する上で支障が出てまいります。こうした加齢による老人性難聴の症状については、65歳以上の高齢者の約4人に1人が発症すると言われております。

市が昨年実施しました介護予防事業の参加者160人のうち、物忘れに該当する方が1

6名、聞こえにくさに該当する方が10名であり、物忘れと聞こえにくさ両方の該当者が3名でございました。老人性難聴の出現率と大きな差はございませんでした。このため、聴力低下と認知症の関係を判断する根拠には至りませんでした。ご提案いただいております聴力検査の導入につきましては、この特定健診は医療保険者が実施するもので、特に生活習慣病を主体とした検査のため、現在のところ導入は考えておりません。

そこで、耳鼻科医に受診する前の簡易的な聴力確認を目的とする簡易聴覚チェッカーの導入については、介護予防教室への参加勧奨や高齢者実態把握での聞き取り時に活用し、適切な支援に結びつけられないか検討してまいりたいと考えます。また、地域で老人性難聴の実態と聴力の低下した高齢者に対しての話しかけ方など、その接し方について啓発をして、地域づくりの推進をしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○8番（梶山幾世君） それでは、市長に再質問させていただきたいと思いますが、今回質問させていただきましたのは、もちろんホームページにも定期的に職員の対応ということで説明不足とか対応の仕方とか振る舞いとか言葉遣いとかのことが指摘されて、丁寧に市長からのお答えが、おわびの文とか、納得いくような文章が答弁でありました。特に、お電話をされた方から非常に電話の対応が悪いと。電話の対応は非常に難しいと思うんですね。代表でとった後各課に取り次がれる場合と、直通でかかった場合、代表から取り次がれた場合の直接電話された方とのつながりの部分がうまくいってるかどうかとか、また直接電話された方の対応がどういうふうに対応されたかと。私も電話する中で、しっかりと何々課の何々ですと、課と名前をしっかりと行ってとってくださる方、どなたが対応されてるかわかりますし、何か言いたくても何々課の何々さんの対応だったということが言えますけど、ただ課だけの対応の方もあります。今、ばらばらです。

そういう中で、私がいつも聞かされるのは、1名の方がしょっちゅう言われるんですけども、待たされるというのか、言っても内容がわからないから「私ではわかりませんが担当者とかわかります」という、そのつながりの部分のあいさつですね。「申しわけありませんが」という言葉がないとかですね。「少々お待ちくださいませ」とか、そういう言葉がないので、「担当者とかわかります」とかとおつっけんどんに言われて、担当者がかわってもまたわからないとたらい回しにされることがよくある。本当に答えられる職員がいないのであれば、「今担当者がおりませんので、申しわけありませんが、折り返しお電話をいたしますの

で、お電話とお名前をお聞かせいただけませんか」と、そういう配慮を言って、相手が「電話は結構です」と言われればいいですし、「じゃ、お電話ください」と言われればお電話いただくということで、そういうふういきちと対応してあげないと、電話された方は納得されないんですね。そういったいろんなケース・バイ・ケースの対応の基本的なことが野洲市の職員にはできてるのかどうかということ、私も何回もお電話する中で気づかせていただきました。

私も、ある上司の方に文句ではないんですけど、非常に対応が悪かったんですけど、どういう方が対応されたんですかと行きました。名前もわからなかったの。そうしましたら、「最近入られたパートかそういう方なので、ちょっとその辺の対応がわからなかったと思います」とおっしゃったんですけども、しどろもどろな対応だったんですね。非常にはがゆい思いをして、後から伺えばいいと思ってその部署に行ったんですけども、それでは一般市民には理解できないと思うんですね。やはりそういった、初めて電話をとるであろう方は、しっかりと電話の対応はこのようにしてくださいよと、そういうふうな基本的な流れをしっかりと教育してからその部署につくという、それをぜひ。我々企業にいるときは、新入社員教育の中で1週間みっちり接遇研修を受けて売り場に出るわけなんですけども、そういったことがこの庁舎内においてはできているのかなということを非常に感じましたので、今回市民の生の声を受けて質問をさせていただきました。

今回、市長が丁寧に、これからあいさつはすぐにでも取り組むということで、あすからでも取り組むということで期待するんですけども、この議会が終わった後どのようなアクションを起こされて、あすからそういうあいさつを徹底されるのか、その辺をひとつ伺いたいのと。

もう一点、私が質問しました研修ですね。研修をどのようにされていくのか。私も、一部の課の方に伺いました。こういう質問をしようと思ってるんですけど、研修とかされますかと、受けたことありますかと聞きましたら、課内研修で課長が責任であるように言われておりますけれども、こここのところできておりませんと、しないといけない思いながらできておりませんと、課内研修ということで指示はありますというところまでしか聞いていませんでしたが、非常に簡単に接遇研修といっても言葉だけではなかなか、頭でわかっても実際対応するとなると非常に難しいんですよ。

私たちは体で、実際いろんなケース、こういうケースはどのように対応するか、言葉遣い、そしておじぎの仕方、何度のおじぎがいいのかとかですね。通常は、あいさつの場合

は15度ぐらいの、皆さんとお会いする場合は「おはようございます」とか「こんにちは」とか少し頭を下げると相手に通じますけども、つっけんどんに「おはようございます」と言葉だけだと、やはり誠意は伝わらない。そういった動作が伴って初めて相手にそういった気持ちを通じるのではないかと思うんです。そういうところまでしっかりと、課内でいろんなケースで、こういうケースはこのように対応してくださいとか、特に窓口業務は大事になってきます。

私も、電話でも聞きましたけど、1人の方が非常に窓口でどなったことがあると、いつまで待たすんやということどなったことがあるんやと、大きな声で。30分待たされたとおっしゃってました。自分をお願いした資料がほうったままで、いつになったら出した資料に手が行くのかと、忍耐で待ってたけれども結局何も手つかずで、怒って行って初めて謝って対応してもらったけれども、それではいけないのではないかと。

そういった場合の謝り方も、単なる「済みません」ではいけないわけです。どなられた方にはもう90度に下げて、申しわけありませんでしたと言って謝ると、まあ許してやろうかと。そういった何か起こったときの態度というのは非常に大事なんですね。そういったことも、しっかりといろんなケースを踏まえての研修をしていただきたいと私は思うんです。

市長が今日まで着任されて2年になりますけど、こういう接遇研修について意識的にされた研修があれば、どのようにされたかということと、これから具体的にそういった本当に市民の方に満足して納得していただける対応をしていくために、どのような研修をされようとしているのか、具体策があればお聞かせいただきたいと思います。

それから、次に、学校施設の防災機能向上の取り組みということで、特に東日本大震災が起きてから非常に細かくそういったところがチェックされるようになりまして、今回も実態調査が行われたというふうに聞きました。そんな中で、今回どのような実態なのか聞かせていただきました。今、避難所に指定されている学校施設の防災関係施設整備の整備状況を伺いましたけれども、今の内容ですと一次避難、一時的な避難ですよ。そういう場合は対応できても、今後、野洲市の場合は今まで大きな地震とか津波はありませんし、そういった避難所で長期間避難をしなければいけないということは今まで経験がありませんので、やはりその取り組みは若干甘い部分があるかとは思いますが、長期的な、特に想定されるのは地震だと思うんですけど、そういうときに長期そういったところで避難をしなければいけない場合に、今の状態に対応できるのかどうかですね。

今、体育館での、学校トイレが設置されているかどうかという調査もありますけども、この結果を見ますと、体育館のトイレが78%設置されてるとかということもあるんですけど、我が市は体育館にはトイレがないと思いますけども、今後そういった長期に備えて今の現状でいいと思ってるのか、また今後そういうことに対して、今は耐震のほうに力を入れてるとということも聞いておりますので、そういった国が各自治体に流しているこういった取り組みについて、どういう考えなのか、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

それから、次、最後ですけども、高齢者への聴覚チェックで認知症予防ということで、今、埼玉県の坂戸鶴ヶ島医師会の例を冒頭に出しましたけど、この坂戸鶴ヶ島医師会によりますと、坂戸市、鶴ヶ島市での定期検診実施の結果では、平成19年で9,653人が受診して575人に異常があったということで、専門医への再受診を勧奨したということが紹介されておりました。

先ほど、最後に簡易チェッカーのお話をしましたけども、今はおもしろい簡易チェッカーが発明されたということで、簡易聴力チェッカーというのが2010年12月に鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所の小川郁男医師が考案・開発されたと、私も実際は使ったことがないのでわからないんですけども、聞いております。内科医による検査から専門医へ受診を勧奨する形で、この簡易聴力チェッカーが採用できるようになっているという紹介がありました。鶴ヶ島では、この簡易聴覚チェッカーを活用して、市の職員が要支援の方とか介護認定には至らぬ二次予防高齢者とか、老人会などに参加されている元気な高齢者の皆さんが活動している体操教室とか生きがい対策ケアのところへ行って聴覚チェックをし、その結果で耳鼻科医に診てもらうように勧奨しているということでした。

この簡易チェッカーはおもしろくて、普通私たちが受ける調査では、ちゃんと音が聞こえるかどうかというのを時々健診であるんですけども、この簡易チェッカーは音だけではなくて、そのチェッカーは言葉が出るそうです。ペンギンとか飛行機とか日比谷とか7時とか言葉を発して、また長谷川式という認知症チェックも考慮した内容で、きょうは何年何月何曜日ですかとか、3つの言葉、桜、猫、電車、もう一回言ってくださいとかですね。このような質問も発するというので、これを何かペンギンボイスとかというふうに名をつけられているんですけども。これを使ってこういうチェックをすると非常に楽しい、会話もはずみますし、そういったもので難聴度をチェックしていく。こういったもので、これから大きく発信されていくのではないかと思いますけども、ぜひ野洲市のほうでもこ

ういったものを、余り高くない、六、七万で買えるようですので、ぜひ予算に入れていただいて、こういったものに取り組んでいただき、高齢者が本当に、みんながそういったものを認識しながら支え合っている体制づくりをぜひしていただきたいと思います。

先ほど、検討するというところで、介護予防教室への参加とか高齢者実態把握での聞き取り時に活用していくということでしたので、ぜひそこでも活用していただきたいですし、今、各自治会ではふれあいサロンが行われております。私の自治会でも毎週活発に行われておりまして、そういうところに65歳以上の方が参加されて、難聴の方もいらっしゃいます。難聴の方というのは高い音が聞こえにくいそうです。低く話してあげるほうが聞きやすいということが書かれておりますけれども、そういったこととかも、お互いにふれあいサロンの中で認識し合うということも大事かと思っておりますので、そういったところでの活用もぜひ考えていただきたいと思いますが、この点について再度お伺いしたいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 梶山議員の職員の市民への対応サービスの向上についての再質問にお答えをさせていただきます。まず、電話の対応ですけども、全員じゃないですけど、今議員ご指摘のとおりだと思っております。特に電話の対応は余り研修はしてないですし、私から見ますと悪気はないんですけども、ご指摘のようにそっけなかったり正確さがなかったりとかしてます。これはやはり電話というのは物すごく重要ですし、ある意味で怖い、顔が見えないので怖い情報の交換手段ですから、そこはもう一段の重点的な取り組みをしていきたいというふうに考えています。

それと気になっているのが、いつも職員があいさつされたらするということであったり、向かうとあいさつをкаろうじてしますけども、人の姿が見えたら普通顔を上げてあいさつしていいんですけども、私でも、なかなか職員、すれ違ってもこっちから声をかけないのだめで、毎日ちょっと朝仕事にかこつけて幾つか職場をのぞくんですが、きょうも議会前に8時半から9時までの間に二、三カ所をのぞきました。当然、「おはよう」とか「おはようございます」と言うんですけども、大半はあいさつをしてくれない人のほうが多いですね、ぼかっとしてますね。まさか市長が来るとは思っていないのかもわからないんですけど。これから考えると、市民の方への対応がどの程度かとわかると思っておりますので、電話、そしてから姿が見えたらきちとこちらからあいさつをするというぐらいの対応をしてもらい

たいなというふうに思います。

それと、研修でありますけれども、新採はいわゆる接遇研修を悉皆で全部やっています。その中には対面での対応あるいは電話等も含まれてますが、経験者については不十分だと思いますので、やはり初心忘れるべからずですので、だんだん忘れることがないように、そのあたりも含んでいきたいというふうに考えております。

私も、去年度、これは接遇のためではないんですが、広報文の書き方研修というのを2クラス仕立てて、一般職員に希望者を募りまして時間内にやりました。本来は公開でしようかなと思ったんですけど、初年度なので非公開でやりましたけども、大体40人ぐらいを2クラス。お知らせ文の書き方なんですけど、実質は接遇も入ってます。やっぱり市民の方の立場を考えて、こちらが伝えたいからと思っても伝えられないわけで、市民の方が何に関心を持っておられるか、あるいは市民の方がどういう情報を持っておられる、それを見越して、こちらが相談に乗ったり情報を提供するという観点からやりました。

それと、幹部職員に、同じように議会答弁の書き方という研修をやりました。これも全く一緒でして、議員の方からのご質問というのはそれぞれ背景があつてご質問される。ですから、そのあたりをきちんと踏まえた上でお答えできる答弁をつくるというので、広報文も議会答弁の作成もテキストもパワーポイントも手づくりでやりました。できれば接遇も、私がやるのがいいのかどうかですけど、そういうようなやり方でもう一段の取り組みを進めていきたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 梶山議員の再質問にお答えします。

野洲市、長期的な避難というような経験はないわけなんですけど、実際こういった体育館、避難所に指定されている施設でどうかということなんですけど、基本的に学校施設というのは学校教育法に基づく施設でございまして、そういった補助対象の基準も決まっていますし、避難所を想定して体育館なりを建設するのは難しいかと思えます。

ただ、先ほど室内トイレなりが70何%とかいうことがございましたが、ちなみに野洲市の場合ですと、室内のトイレで洋式に整備されておるのが大半でございまして、野洲中学校がちょっと古い体育館ということで、これ以外はすべてございますし、屋外から利用できるトイレは中主小学校以外すべて整備されている。いずれかですと、もう100%整備されているということですので、それとあわせて市の持っている簡易トイレ等を設置す

る考えでございますので、ある程度長期的な避難は対応可能ではないかなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） 難聴の関係の再質問にお答えしたいと思います。

ただいま埼玉県の取り組みをご紹介いただきながらご質問いただきました。この取り組みは、恐らく地元の医師会との連携をされた上で取り組まれているものと、このように思います。私どものほうも、数からしますと相当の方がこういった対象になられるかなという見込みというか、予測なりは持っております。そういったことで、やはり地元の医師会との協議といたしますか、そういったことも必要かと思っております。

幸い、野洲市のほうでは地域医療のあり方検討会を立ち上げておまして、その中で在宅ケア部会というのもございます。こういった中で、このようなことを協議させていただきながら、今ご提案いただいておりますサロンでの活用をした場合どうなるかといったこともちょっと検証というか、そういった勉強もさせていただきながら、取り組みを検証していきたいと、このように思っております。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどの再質問に答弁漏れがありました。

あいさつ、あしたからどうするのかということですけども、これは文書とかよりは、きょう各部の部長、管理職、全部おりますので、それぞれから口頭で指導とか伝達を、順番に組織を通じてやってもらいたいと思っております。ただ、言いわけではないんですけども、やっぱり人間のことでありますから、少し時間を見ていただいて、すべてがあしたからとなるかどうかわかりませんが、やり方については幹部から順番に指導してもらおうということで取り組みたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○8番（梶山幾世君） 非常に期待できる答弁をいただいて、私も楽しみに庁舎に来れるかなという思いしております。私もいろいろと長い間接遇にかかわる仕事をしておりまして、非常に人との人間関係、敏感に感じるんですね。相手の言われることって、どこ行っても、病院に行けば病院のお医者さんの対応とか、行くところ行くところ、今コンビニとか非常にいい対応をされるように訓練されてますよね。やはりコンビニでもいいところに行こうかなという思いが、やはりてきぱきと徹底されているなということで感心するん

ですけども。

開業医をされているところに、定期的に行くところがあるんですけど、そこのお医者さんはいつも診察前に、まず行きましたら、「こんにちは」というあいさつをされるんですね。それで、おのずとこちらも、「こんにちは、よろしくお願いたします」というふうになると、非常にお医者さんに診てもらおうというのは緊張するんですね。その緊張感が、「こんにちは」と言ってもらえることによって、また朝であれば「おはようございます」と向こうから言ってもらえることによって、非常に心が軽くなるのと、先生とのコミュニケーションがとれたという、そういう安心感もあります。それと、市役所では同じではないかと思うんですね。

民間の私がいたようなお店だと、お客様に物を買っていただければいけないので、そういう目的で、買っていただけるように一生懸命笑顔を振りまいて対応するんですけども、庁舎の場合はやはりさまざまな対応をしていかなければいけないので、一律にこうでなければいけないというよりも、本当に相手の立場に合って対応できてるかどうかというところが大きく、本当に相手の立場になってるかどうかということなんですね。そういうところは非常に技術が要ると思いますが、そういうところもしっかりと対応技術を身につけられるように訓練していただきたいと思います。

もう一つ、電話対応で、これから研修される場合に徹底していただきたいと思うのは、電話というのはかけるほう、かけられるほうがあって、とる場合はかかってきた電話をとるんですね、切る場合はさまざまなんですね。普通はかけたほうから切るんですけども、こういった庁舎の場合は皆お客でもありますし、市民サービスをしなければいけないので、相手からかかった電話というのは、すべて相手のガチャンという音を聞いてから切るようにしていただきたいんですね。何人かの方が、用件を言ったらガチャンと切られて非常に気まずかったとか、そういう声も聞いております。そういった細かな配慮、また切り方も、直接受話器を置くと手が滑ってガチャンという場合がありますから、相手が切られているかどうかわからない場合もありますので、一々そういうことはできないかもわかりませんが、まず一たん手で切ってから受話器を置くとか、そういった工夫も必要ではないかというふうに思うんですね。今、市長が、電話は見えない顔だということで、本当に電話が鳴ったら目の前にお客様の顔を浮かべるような、市民の顔を浮かべるような思いで、あいさつするときには電話の前でおじぎすとか、そういった本当に基本的なことを、こういうことはある程度は専門的にそういったことをされている方でないとわからない

い部分があると思いますし、一度はそういった接遇に当たっている方を、代表の方の研修だけでもいいと思うんですけども、研修を受けられて、そして庁舎内に、全員受けるのはお金がかかりますから、そういった本当に実のある研修をしていただきたいなというふうに思います。

もう質問はしませんけれども、市長が初めにおっしゃいました、さわやか・すみやか・こまやかですか、これをスローガンに掲げて、皆さん意識してされているということですので、私が接客サービスの5Sを申しましたけれども、これがそういったことに当たるのかなという思いで、とにかく野洲市民の皆さんが本当に野洲市に行って気持ちよく帰れた、つらい思いをして行ったけれども逆に応対によって励まされて勇気がわいたとかですね。弱者もたくさんいらっしゃいますので、そうした勇気を与えられるような応対で、野洲市民の皆さんに安心できるような野洲市を築いていただきたいことを希望いたしまして、私の質問とさせていただきます。

質問は以上です。失礼いたします。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第13号、第20番、河野司君。

○20番（河野 司君） 時間をいただきましたので、質問をさせていただきます。まず、先ほども話がございましたが、この12号の台風で甚大なる被害を受けられましたおのこの市、また人々、本当に心からお見舞いを申し上げたいと、このように思います。

また、冒頭に申し上げておきますけど、私の今回の発言、この資料の中で、これは6月にいただいた資料なんですけれども、これに基づいて感じたところを発言させていただきたいという思いをしております。というのは、仮定の絵でもございます。この買い取り土地の後の活用ね。これも仮定の絵でもございますし、また暫定利用のことも載っておりますし、これから駅前周辺整備も始まるという中で、この事業が私は少しでも早く実を結ぶという思い、そうしていただきたいという思いと、いずれかかれるであろう最終の本設計ですか、この土地の活用の本設計が、やはりこの想定された絵ではございますけれども、それ以上のもっとスケールの大きい大胆な絵にならないかと、このような思いで発言をしますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

やはり、これからいろんな皆さんの意見を聞きまして、市長がおっしゃっているように進めていきたいということでございますけれども、駅前問題はかなり何十年と、そういう仮定の中で今現在あります。きのうもおとといもテレビのほうで放映をしていたそうで

ございますし、野洲を歩こうというような番組が全国ネットで放送されたと。その駅頭が映っていたということも聞きます。大変何もない殺風景なまちやな、駅やなというイメージを皆さんに発信をしてきたんじゃないかなと、このように思います。もっともっといいまちやなと、このような思いで全国から見ていただきたいという中で、本当に全国で災害があったわけなんですけれども、3月11日から、またこの前の12号等々ございましたけれども、本当に野洲市はだれに聞いても災害の少ない、大きい災害のない、本当にありがたい土地やなということも常々聞きます。それは皆がその思いをしていると思います。しかし、何が足らんというと、この駅前の顔ですね。玄関口の整備がおくれている。そして、つけ加えれば道路網整備等々がおくれているのが一番のネック。ここらが充実すれば本当に日本一すばらしいまちであるというふうに私も思うし、市民もそう思うと思うんです。そういう中で、これからの駅前づくり、これからの話でございますけれども、やはり少しでも皆さんに、本当に市民に喜んでいただける、本当に楽しい、そんな駅づくりをしていただきたいというふうに思いますし、これから市のほうとしても、いろんな皆さんの提案や意見を聞きながら進めるということでございます。その期間をやはり早くするという責任もあると思うんですね。今まで何も手をつけなかったというので、少しでも早く。

見ておきますと、この暫定利用が今年度から25年度ぐらいまでかかるという中で、あとロータリーの供用ということもございますけれども、これも3年スパンを見ておられます。それから、あと買い取りの土地の活用というのは、その後28年ぐらいからですか、28年ぐらいから着手できるというようなことになっておりますけれども、これでは遅いと思いますね。やはり今やっと市長が手がけて、この野洲の玄関口の開発ができるという、このチャンスの中で、やっぱり市民に少しでも早く、こういう駅になるんですよということも少しでも早く示していただきたい。またそれも、さっきから言いますように楽しいといえますか、すばらしい駅やなと、玄関口やなと、このようなことを示していただきたいという思いでございますので、その辺はこれからのいろんな作業がございますけれども、本当に企業的な感覚で、企業センスを持ってやっていただきたいなと思います。

当然、市長だけやなしに各部長さん、取締役の皆さんが本当にいろんな、当然多くの、もっと多くの意見を聞いておられると思います。それもやはり市長と一緒に、トップと一緒に進めていただければ一番いいかなと、このように思います。

きのうからきょう、市長に対する評価という話も出ております。頭脳明晰、決断力が早い、私もそう思いますし、今の評価は優・良・可の優ということで私も思います。しかし、

これからですよ。これからこの絵が、実施する絵が本当にいいか悪いかで、また評価も変わると思うんです。これは本当に大事な、野洲市民が本当にいつもそこを注目しているという駅前なんです。それをやはり肝に銘じて、これから取り組んでいただきたいということを私は思う。今までできなかった、悪いんですけども前首長さんはつかみどころがないナマズみたいやと。今の総理はドジョウというふうに言われておりますけどね。その前の首長はまた短気者でワンマンやと、このようなことの経過で、今という山仲市長、私は高い評価を皆さんしておられると思うんですけれども。あと、やはりこれからの仕事、これからの政策、駅前づくりのここによって評価がまだ優から上に上がるかもわからんし、そういうことも期待もしてますし、私たちが応援をしていきたいという思いです。

この駅前の問題につきましては、毎回私も今まで責めて責めて、責めたらやっぱりあかんと思いましたわ。きょうのいろんな話を聞いて、やっぱり責めるだけでは前に行かない、前進しないと思いました。確かに、やはりいいところはいいということで応援をしていかないとあかんし、そういう思いで。これは市長だけやなしに、部長さん、皆さんに私も言いたい。同じように過去の皆さん、長い方もおられます。ずっと3代にわたってご承知やと思いますけれども、やはりトップにも意見も言い、いい提案があつたら受け入れてくれるという、受け入れるというお話でございますので、その辺を十分、全部で、この駅前の開発に取り組んでいただきたい、このように期待をするんです。そういう思いで話をさせていただいておりますので、ひとつ本当にここは一番、暫定利用、またいつも市民が見ておられます。これは3年スパンで暫定利用、この暫定利用の間はどう、何か発信しないと、こういう駅になりますよということを少しでも早く発信しないと、私はそれは責任を果たしてないと。今から、前々から、どういう駅になるのや、どういうふうになるのやと、今のままかとか、その話ばかりです。私は近場におりますので余計そうなんですけれどもね。そういう思いでございますので、その辺よろしくお願いをしたいと思いますし、今後のスケジュール的なこと、いろんな会議も当然していかなければならないし、その件と。

あと、担当部長のほうにもそうなんですけれども、今考えておられる事業、周辺整備等々もございます。何とか早く、もう少し短縮して物事をやれないかというふうに私は思うんです。28年からどうのこうの実施設計という、もうそれは私たちもどうなってるかわからんというようなことになりますのでね。それをあわせて、とにかく急いでいただけることができるかどうかということですね。そして、どういうスキームで、これから市長としても方向づけ、これから持っていこうとされているのかということを確認だけしたいと

思います。おわかりいただけましたか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 河野議員の野洲駅前の整備等に関するご質問にお答えをいたします。

まずは、高く評価いただきましてどうもありがとうございます。まさにご指摘のとおりでして、野洲の玄関口であり、市民の皆さんが使われる野洲駅を、できるだけいい形に早くと思っておりますし、今つくってます総合計画でもそうですが、駅前だけじゃなしに野洲の全体、豊かな自然とか地域性を行かしてまちづくりをあわせて進めていきたいと考えてます。できるだけ早くというのは私も同じ思いで、慌てるという意味じゃなしに、早くというのは同じです。

ただ、今の計画はむしろ財政計画を見て少し余裕を持たせてます。耐震対策、あるいは野洲病院の問題、クリーンセンター等々がありますので、余り無理をしないということで、場合によっては財政見通しのもう一段の見直しによって前倒しができるかどうか。決して私はゆっくりしたいわけじゃなしに、大きなお金で購入する土地ですから、できるだけ市民の皆さんが早く本来的な活用をしていただきたいと思いますので、そこはむしろ早い目にとということで、河野議員の思いと全く一緒でございます。

ただ、市民の皆さんには検討いただく時間も必要ですので、そういう暫定利用の期間にできるだけ将来を見通したご意見とか願いを持ち寄っていただいて、皆さんが納得できる絵をかいていただきたいと思っております。

それと、あと暫定期間の利用につきましても、やはり広場的な利用、暫定的な公園の利用ということで、それについてもできるだけ早い段階で暫定期間の利用のあり方を市民の皆さん方に問いかけて、いい形でまとめ上げていきたいと思っておりますので、ぜひいろんなご意見を賜ればというふうに思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 河野議員。

○20番（河野 司君） ただいまの市長の答弁で、私の思いを本当に理解していただいた。ありがたいことでございますし、暫定利用の期間中どうあるべきかということも当然十分検討していただいて、今の少しでも早くという意味ではございませんけど、やはり一定の賑わいも必要だと思いますし、工事工事という中で市民に対するそれだけではいけない、もっと有効なその期間中の利用も図りながら、いろんな団体の皆さんにも当然問い

かけていただきながら、その間に次のステップの絵を大胆に、大胆な提案を私も期待をしているわけなんですけれども、そういう中で、市長の、また担当部長等々の、本当に野洲市のレベルアップ、イメージアップという思いで取り組んでいただければと思います。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第14号、第12番、田中良隆君。

○12番（田中良隆君） どうやら昼までで一般質問が終わりそうでございますが、最後の一般質問でございます。紅白歌合戦のトリではなくて草野球のラストバッターという、そんなトリでございますが、12番、田中良隆でございます。

火災によるり災見舞金及びり災弔慰金についての質問をしたいと思います。

先日の滋賀県の消防の、いわゆるポン操、小型ポンプの部で、野洲市の消防団が見事に優勝をされました。日ごろの訓練の成果が素晴らしい結果になったものと敬意を表しました。おめでとうとお祝いを申し上げたいと思います。私も昭和の時代には何年間か毎朝ポン操の訓練に出ておりました。何で毎朝こんなことしなあかんのかと、怒られるたびに思ってたことを思い出します。しかし、これは、今となってはですけども、この大会で優勝することが目的ではなくて、そのために努力すること、技術はもちろんのことですが、団員の結束を高めて士気を上げること、ひいては市民の安心・安全につながるという、その辺が目的であるんだと今では思っておると、そんなところでございます。

さて、野洲市の住宅火災の話ですが、火災につきましては毎年起きております。野洲市災害弔慰金の支給に関する条例では、自然災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い住民福祉に資するとあります。災害の定義は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象ということになっておりますが、もちろん火災は含まれません。しかし、市民の一番身近な災害というのは火災でございます。野洲市で高潮や津波による罹災は考えられませんが、火災による罹災者は毎年発生をしております。住民福祉の観点から、火災によるり災見舞金、り災弔慰金も必要ではないかと考えます。

県内では、草津、甲賀、長浜、高島が交付要領で火災にも支給する制度を設けておりますが、ぜひとも野洲市にも火災に対応した交付要領をつくっていただきたいと思うわけですが、いかがかお尋ねをします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 田中議員の火災によるり災見舞金及びり災弔慰金についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、草津市を初め県内4市において、火災や爆発による住宅被害の程度によって、り災見舞金及びり災弔慰金の交付をされております。

本市では、自然災害に限って条例で災害弔慰金を定めていますので、このような交付はありませんが、被害に遭われた方が出される火災ごみを無償で処理をすとか、あるいは優先的に市営住宅へ入居して仮住まいしていただくなどの支援をしているところです。また、火災があった自治会へは、市長交際費で火事見舞いをしているところです。このような行政サービスと議員ご提案の制度化とを比較して、どちらがよいかを含め、総合的に検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 田中良隆議員。

○12番（田中良隆君） 湖南消防から、野洲市の火災のデータを取り寄せました。平成17年から23年、先月末までで建物火災が合計で58件、年大体9件ぐらい。そのうち全焼が15件、大体年2件ぐらいになるんですかね。死者が合計、平成17年からこっちで6名、負傷者19名、そんなデータが出ております。調べましたら、市長交際費でウーロン茶が1ケース出てたとかそういうこともあるわけですが、聞きますと、野洲市の社会福祉協議会から、善意銀行から見舞金2万円が出る、制度として出るようになってるということも聞いているんですが、当然善意銀行というのは全く任意の話ですから、やっぱりこれではどうかなという気がしますし、この善意銀行自体がどんなものかもう一つ我々の管轄外ですからようわからんのですが、私も善意銀行に、暮れになりますとモチ米だとか何十キロかしてますけど、その辺がどうなってるかもう一つわからんのがございます。その辺どうなってるのかなと、わかれば教えていただきたいと思います。

それと、ほかの町ですね。今、野洲市ではこの火災の灰かきした後のやつを無料で処分すだとか引き受けてるとか、そういう話がありましたけども、ほかの町ではそういうことはしてないのかなというのが今の説明ではわからないわけですが、その辺がどうなってるのか。あるいは、金銭的にほかの町はどんなことをしてるのか。わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 田中議員の再質問にお答えします。

ほかの市でどのような対応になっておるかということなんですが、具体的に全市は調査しておりません。ちょうど隣接の草津市さんが見舞金制度を市独自でされておるとい

とで、その資料なりを見させていただきますと、市役所で行う諸手続の中に、火災に伴う廃棄物の処理につきましては手数料の免除に関する規定で免除をされておりますし、住宅への一時入居等も考えておられます。あと、当然うちのほうでもしてるんですが、災害等による市税等の免除というのもございます。

あと、善意銀行からの見舞金の支給関係につきましては、健康福祉部政策監のほうから答弁させていただきますのでよろしく申し上げます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（富田久和君） それでは、私のほうから、社会福祉協議会の善意銀行の関係のご質問にお答えをしたいと思います。

今現在、社会福祉協議会におきましては、こういった火災があった場合、1世帯当たり2万円の見舞金が支給をされております。この財源が善意銀行からという形になってございます。そして、消防と連携をいただいております、火災があった場合に社会福祉協議会のほうへ連絡いただいて、こういった被災者の方に対して見舞金が出るような形で運営をいただいております。この市の社会福祉協議会とともに、滋賀県の共同募金会のほうからも同じように2万円という見舞金がございますので、こういった連動する形で被災者の方にお見舞いが出てございます。

それから、ちょっと余談になりますが、日本赤十字社のほうからも、これは災害支援物資という形で、毛布でありますとかタオルといったものを支給されてございます。この善意銀行でございますけれども、この中で特に運営管理事業という項目がございます、この中からこういった火災が出た場合に見舞金として、その交付要綱に基づいて支給をされていると、こういった形でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 田中良隆議員。

○12番（田中良隆君） はい、ありがとうございます。なかなかそういう細かい話はみんな恐らく、ほかの議員もあんまり、当然経験のない議員がほとんどでしょうから知らなかったと思いますが、社協やとかそういうところからも2万とか、あちこちから出ていると。野洲市の要領とすれば、どうしても必要やとは思わへんけど、まあまあ検討しますわという、そんな感じの答弁だったと思います。

市長、2日間的一般質問の最後でございますので。先ほど来、高い評価をしている議員が多かったと思いますが、私も市長のマニフェストを持っていまして、これを見ますと、

人にも地球にも優しい安心して暮らせる野洲という、そんなことがうたわれております。先ほど話がありましたが、消費者問題というんですか、多重債務の問題では全国のトップクラスの評価がもう既にあるわけです。安心あるいは優しさという、そんな観点からもトップクラスの野洲市になっていただきたいなという思いもしております。市長に、最後にこの件に関しましてのコメントをいただきたいと思っております。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の再々質問で、市民の安心・安全のご質問にお答えをさせていただきます。

具体的な弔慰金とかにつきましては、今部長がお答えしましたように、現金でお渡しするのがいいのか、いろんなきめ細かなサービスとか現物支給がいいかということで、そこは検討させていただきます。金額にすればそんなに大きな金額ではないのですが、これからの流れというのは、先ほどの子育てもそうでして、お金も大切ですけども、お金より相談とかサービスという部分が行政の役割としては大きくございますから、そこは慎重に検討したいと思っております。

それと、安全につきましては、まずやっぱり力を入れてますのが学校施設の耐震化、これはやはり子どもたちの安全、そしてから、先ほども梶山議員からご質問ありましたように、災害が起こったときの市民の避難所ということですから、ここは確かにやっていきたいと思っております。ただ、ご承知のように保育園につきましては、第一、第二、三上が耐震対策ができてません。これも計画を示してますように、平成27年までには整備をしたいと考えてまして、大きな課題だというふうに考えております。一番小さい0歳から5歳、就学前の子どもたちの一番重要な居場所が耐震対策ができていない、これは急がないといけないと思っております。

それと、西本議員もご質問いただきましたように、道路、まだまだ危険な箇所、未整備です。先ほど河野議員もご質問ありましたように、これまで積極的に取り組まれてきてません。私も当初から、「今さら道路」の時代なのに野洲に関しては、滋賀県もよく似てるんですが、「まだまだ道路」ということで申し上げます。現に、滋賀県全体の道路の整備率は全国で43位ということで最下位です。率からしましても12%ほど全国平均から低いという、都市計画道路のレベルが低い、これは本当に真剣に考えないとだめです。先般も国交省の幹部に要望に行きましたら、整備率というのは加えている分の実施率ですよと、ですから皆さんたくさん加えているでしょうと、昔の道路を計画して。野洲市は落として

ますと。落とした上でも整備率が悪いということは、落としてるのは都市計画決定をされたもので、見通しないものを落としてます。そういう中で低いというのは深刻な問題ですので、これはやはり産業の発展、そして市民生活の便宜、そして救急車の移動、あるいは市民が病院へ行かれる、そういうことを含めて道路の整備によって安全を保つ。そして交通安全の問題もありますので、そのあたり道路ですとか学校施設の耐震化、公共施設の耐震化。

今回の防災センターも、単なる防災センターの建物じゃなしに、昨日部長がお答えしましたように、消防団とか女性団体とかに入っていて使い方も検討していただけてます。先ほどの梶山議員の避難所も、一番確実なのは今回の防災センターになると思っています。一定のレベルは学校、コミュニティセンターですけど、防災センターの場合は、堅牢性あるいは備蓄物、そしてお風呂等もありますので、そういった総合的な観点で市民の安全を保っていききたいというふうに思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。本日の日程は、すべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明8日から9月21日までの14日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、明8日から9月21日までの14日間は、休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。9月22日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。（午前11時58分散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成23年9月7日

野洲市議会議長 立入 三千男

署名議員 矢野 隆行

署名議員 梶山 幾世